

知って おきたいこと

名古屋の防災体制など



知っておきたいこと

特別警報

命を守るために知ってほしい

警報の発表基準をはるかに超える現象に対して、特別警報を発表します。

「東日本大震災」における津波や、最近では、「平成29年7月九州北部豪雨」や「平成30年7月豪雨」においても、特別警報が発令されました。「伊勢湾台風」による高潮のような、**警報の発表基準をはるかに超える大雨や大津波等**が予想され、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表されます。

警報の発表基準をはるかに超える現象に対して、甚大な災害が発生する危険性を充分に伝えることができない。

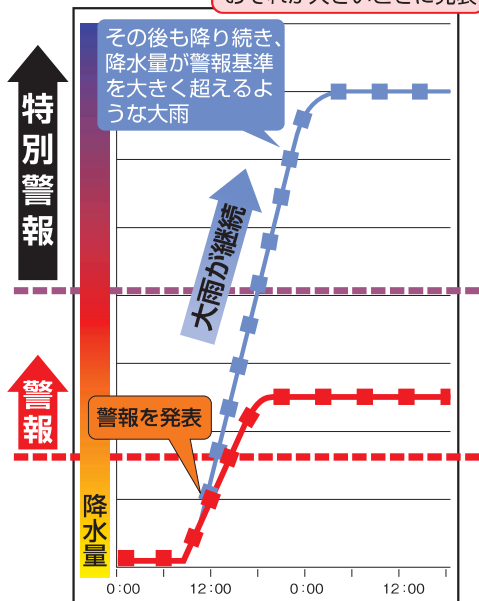


「特別警報」を新設し、災害発生の危険性を分かりやすく伝える。

— 特別警報のイメージ — 特別警報に相当する大雨・津波の例 —

大雨特別警報

数十年に一度の大雨となるおそれが大きいときに発表



平成29年7月九州北部豪雨



平成23年 東日本大震災



昭和34年 伊勢湾台風

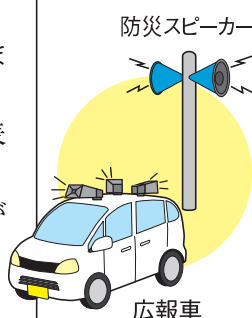


平成30年7月豪雨

特別警報時の注意喚起広報文

大雨(名古屋市による放送)

こちらは、「こうほうなごや」です。
名古屋市災害対策本部からお知らせします。
____時____分に、大雨特別警報が発表されました。
これまで経験したことのないような大雨が継続する見込みです。
厳重に警戒してください。



大雨以外(名古屋市による放送)

こちらは、「こうほうなごや」です。
名古屋市災害対策本部からお知らせします。
____時____分に、特別警報が発表されました。
猛烈な風と時化が継続し、高潮や暴風になる恐れがあります。
厳重に警戒してください。

特別警報の発表基準

★ 気象等に関する特別警報

現象の種類	基準		過去の対象事例
大雨特別警報 (浸水害)	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合		平成24年九州北部豪雨 (死者行方不明32人) 平成23年台風第12号 (死者行方不明98人) 平成29年7月九州北部豪雨 (死者行方不明44人) 平成30年7月豪雨 (死者行方不明245人)
大雨特別警報 (土砂災害)			
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合	昭和34年伊勢湾台風 (死者行方不明5000人以上) 昭和9年室戸台風 (死者行方不明3000人以上)
高潮特別警報		高潮になると予想される場合	
波浪特別警報		高波になると予想される場合	
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		_____
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		昭和56年豪雪 昭和38年1月豪雪

【発表頻度】 地域ごとに数十年一回程度(数十年とは50年を想定(気象庁))

名古屋市の想定は、伊勢湾台風、東海豪雨の2つの災害のみ

【発表区域】 市町村単位(県内では豊田市のみ2分・東京は特別区ごと)

【発表方法】 現行の警報発表形式で冒頭に特別警報・注意警戒文

★ 津波に関する特別警報

大津波警報【予想される津波の高さが高いところで3mを超える】を特別警報と位置付ける(基準・電文形式・発表名称は変更せず)。

★ 地震動に関する特別警報

緊急地震速報(警報)における震度6弱以上を予想したものを特別警報と位置付ける(基準・電文形式・発表名称は変更せず)。

特別警報の伝達

特別警報はテレビ・ラジオ・ホームページ、緊急速報メール、広報車などで直ちに市民に伝えられます。情報収集に努めてください。



テレビ



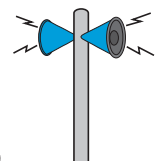
ラジオ



インターネット
メール



広報車



防災スピーカー

災害時の防災情報について

災害による被害を未然に防ぐため、また、被害を最小限に抑えるためには、市民の皆さんが、早く正確な情報を入手すること、そして、その情報を共有することが重要なカギとなります。

名古屋市では、河川の氾濫、大雨による浸水、土砂災害などの発生のおそれがある場合など、対象地域に「高齢者等避難」の発表や「避難指示」を発令して、緊急の防災情報として避難に関する情報をお知らせしています。緊急の防災情報は、緊急速報メール、テレビ・ラジオ等の報道機関、ホームページ、電子メール（きずなネット防災情報）、SNS（Facebook、Twitter）、なごや減災プロジェクト、防災スピーカーなどによりお知らせしています。



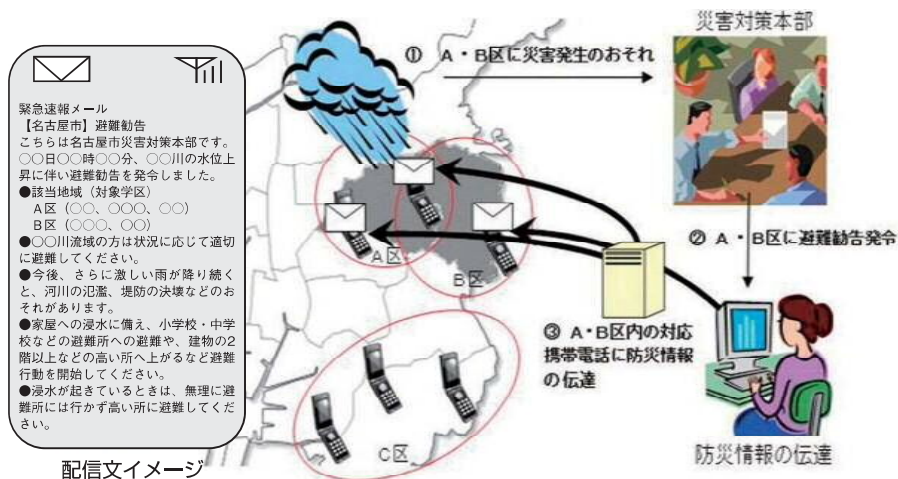
緊急速報メール

緊急速報メール（NTTドコモ※、ソフトバンク、au、楽天モバイル）は、名古屋市が発令する「高齢者等避難」や「避難指示」などの緊急の防災情報と気象庁から発表される「緊急地震速報」を、市内、区内にある緊急速報メールに対応する携帯電話へ一斉配信するサービスです。（※NTTドコモは、緊急速報「エリアメール」といいます。）

緊急速報メールは、専用の着信音とポップアップ（配信内容の自動表示）でお知らせし、メール機能とは違い、回線混乱の影響を受けずに受信することができるため、素早い情報確認が可能です。

月額使用料・通信料は無料で、事前登録の必要もなく、配信エリア内の対応する携帯電話へ配信します。（一部、受信設定が必要な機種もあります。）

◎対応機種や緊急速報メールの機能に関することは、ご利用の携帯電話会社にご確認ください。



「きずなネット防災情報」

「きずなネット防災情報」とは、中部電力株式会社が運営しているサービスで、名古屋市が発令する「高齢者等避難」、「避難指示」などの災害緊急情報や防災・減災に役立つ情報を、事前に登録いただいた携帯電話やパソコン等のメールアドレスに配信するものです。



こちらから
アクセスできます▶

◎登録方法

m.saigai@cep.jpに空メールを送信し、返信されるメールより登録ができます。
または、左のQRコードからも空メールを送信できます。



「SNS(Facebook・Twitter)」

「名古屋市防災」というアカウント名で、定期的に防災に役立つ情報や、防災に関連したイベント・講演会・訓練などのお知らせを掲載します。

災害時には、避難に関する情報や被災後の生活支援に関する情報をお知らせします。

Facebook
(名古屋市防災)



Twitter
(名古屋市防災)



こちらから
アクセスできます▶



「なごや減災プロジェクト」

「なごや減災プロジェクト」は、市民の皆様から寄せられた災害時の被害情報や気象に関する情報を、携帯電話やパソコンを活用してインターネット上で共有するためのウェブサイトです。

名古屋市が発表、発令する災害緊急情報もお知らせします。

名古屋市と株式会社ウェザーニューズが共同で運用しています。

こちらから
アクセスできます▶



知
っ
て
お
き
た
い
っ
た

名古屋市水防情報システム(NiCōS)

「名古屋市水防情報システム」では、市内及び周辺部の雨量や河川水位の状況などをインターネット上に掲載し情報提供しています。早期避難の判断にお役立てください。

水位情報



名古屋市内及び周辺部に設置された水位計により、10分ごとに河川の水位を観測し情報を発信しています。



スマートフォンを
ご利用の方はこちらからアクセス

緊急ラジオ放送

名古屋市は株式会社MID-FM(周波数76.1MHz)と協定を結び、災害時などには通常の放送に割り込んで避難情報などの緊急放送を行います。

●名古屋市防災ラジオ

緊急放送時にMID-FMを聞いていなくても自動で起動し放送する「防災ラジオ」の販売・レンタルを行っています。

防災ラジオについて詳しくは下記窓口にお問い合わせください。

申込窓口

スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社

電話：0120-181-374 FAX：052-231-2404

受付時間：9：00～18：00（日曜・祝日・年末年始を除く）

URL： <https://www.starcat.co.jp/bosairadio/>



名古屋市防災ラジオアプリ

名古屋市がMID-FMから放送する緊急情報を、スマートフォンなどで視聴することができます。

設定しておくことで、緊急情報がポップアップで通知されます。



こちらから
アクセスできます▶



名古屋市防災アプリ

名古屋市における災害の被害想定、避難場所や徒歩帰宅支援ステーションなどをスマートフォンやタブレットで確認することができるアプリです。

GPS情報と連動して現在地周辺の被害想定や避難所情報がカメラ画像に合成表示されます。



iPhone,iPadを
ご利用の方はこちらからアクセス



アンドロイド端末を
ご利用の方はこちらからアクセス



被害想定を表示



避難所等の位置を表示

災害時!最寄りの避難所開設情報

携帯電話などで避難所の開設状況が確認できます。
いざというときに、適切な避難ができるように準備をしておきましょう。

名古屋市 避難所開設

検索



こちらから
アクセスできます▶



避難情報

令和元年東日本台風等において、住民の逃げ遅れ、屋外移動中の被災、高齢者等の被災等が多数発生したことから、国で検討が行われ、「避難勧告」と「避難指示(緊急)」が「避難指示」に一本化し、避難のタイミングを明確にするなど、避難情報の在り方が包括的に見直されました。

住民がとるべき行動を直感的にわかりやすくするため、避難情報を以下のようにお伝えします。

【避難情報の伝達内容】

本市は避難情報を発令する際、対象地域に加えて、「警戒レベル」と「市民がとるべき行動」を併せて伝達することで、市民の避難行動を全力で支援します。

避難情報	警戒レベル	市民がとるべき行動の伝達文
緊急安全確保	5	危険な場所にいる方は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、直ちに安全を確保してください。
避難指示	4	危険な場所から速やかに全員避難してください。避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所や屋内の高いところに避難してください。
高齢者等避難	3	お年寄りの方など避難に時間のかかる方は、危険な場所から避難を開始してください。それ以外の方については、気象情報を注視し、避難の準備をしてください。

気象台の発表する早期注意情報が警戒レベル1、注意報が警戒レベル2となります。

【同報無線による避難指示(河川洪水)の伝達文(例)】

《避難指示サイレン》

こちらは「こうほうなごや」です。

名古屋市災害対策本部からお知らせします。

雨により____川の水位が上昇していることから、____時____分、____川流域の地域に対し、**警戒レベル4・避難指示**を発令しました。**近くの安全な場所や屋内の高いところに避難するなど速やかに危険な場所から避難してください。**

なお、対象学区については、_____です。

【警戒レベルと警戒レベル相当情報の違い】

「警戒レベル」は、市町村が発令する避難情報等に付される数字です。「警戒レベル相当情報」は、国土交通省、気象庁、都道府県等が発表する防災気象情報に付されるもので、住民の皆さんが主体的に避難行動を判断するため参考となる状況情報です。

市町村は防災気象情報のほか、様々な情報を踏まえ避難情報を発令するため、同じレベル相当の防災気象情報と避難情報の出るタイミングが必ずしも同じわけではありません。

災害発生時における広聴(市民相談)窓口一覧

令和5年3月1日現在

問合せ等の内容	問合せ先	電話番号 (市外局番:052)	FAX番号 (市外局番:052)
○避難に関すること (指定避難所開設状況、避難方法など)	千種区役所(本部)	753-1811	762-5044
	東区役所(本部)	934-1111	935-5866
	北区役所(本部)	917-6412	914-5752
	西区役所(本部)	521-5311	522-5069
	中村区役所(本部)	433-2714	483-5137
	中区役所(本部)	265-2212	261-0535
	昭和区役所(本部)	735-3800	733-5534
	瑞穂区役所(本部)	852-9217	851-3317
	熱田区役所(本部)	683-9411	682-1496
	中川区役所(本部)	363-4309	362-6562
	港区役所(本部)	654-9611	651-6179
	南区役所(本部)	823-9315	811-6360
	守山区役所(本部)	796-4511	794-2256
	緑区役所(本部)	625-3906	623-8191
	名東区役所(本部)	778-3014	773-7864
	天白区役所(本部)	807-3811	801-0826
○災害対策(区全般)に関すること	スポーツ市民局	972-3160	972-3164
○災害ごみの処理に関すること	千種環境事業所	771-0424	771-5113
	東環境事業所	723-5311	723-5320
	北環境事業所	981-0421	981-5399
	西環境事業所	522-4126	522-8376
	中村環境事業所	481-5391	471-5043
	中環境事業所	251-1735	251-1736
	昭和環境事業所	871-0504	871-0505
	瑞穂環境事業所	882-5300	882-5305
	熱田環境事業所	671-2200	671-2290
	中川環境事業所	361-7638	354-4389
	港環境事業所	382-3575	384-0562
	南環境事業所	614-6220	614-6223
	守山環境事業所	798-3771	798-3772
	緑環境事業所	891-0976	891-0276
	名東環境事業所	773-3214	773-3215
	天白環境事業所	833-4031	833-6823
○道路・河川・公園に関すること	千種土木事務所	781-5211	782-2974
	東土木事務所	935-8846	937-6392
	北土木事務所	911-8165	913-3986
	西土木事務所	522-8381	532-6188
	中村土木事務所	411-8106	412-5976
	中土木事務所	261-6641	252-0742
	昭和土木事務所	751-5128	751-5129
	瑞穂土木事務所	831-6161	831-8710
	熱田土木事務所	881-7017	881-7022
	中川土木事務所	361-7581	352-5089
	港土木事務所	661-1581	661-9154
	南土木事務所	612-3211	614-3516
	守山土木事務所	793-8531	792-7279
	緑土木事務所	625-4940	625-4946
	名東土木事務所	703-1300	703-8452
	天白土木事務所	803-6644	805-1594
○水道(水道、下水道)関係に関すること	上下水道局(部)	972-3642	972-3710
○市バス、地下鉄などの市営交通に関すること	交通局(部)	972-3839	972-3849
○消防活動(火災、救急、救助など)に関すること	消防局(部)	972-3593	972-3593

※緊急通報「119番回線」の混雑・不通を避けるため、緊急以外の問合せ・要望等については上表中の「問合せ先」にご連絡いただきますようお願いいたします。

名古屋市港防災センターは、災害について見て、学んで、体験することで、いざという時に備え、何をすべきかを知ることができる施設です。



A large, white and red rescue boat, possibly a Zodiac, is displayed in a museum. The boat is mounted on a white metal frame. In the background, a person in a dark uniform and helmet stands near a staircase. The museum has a high ceiling with exposed structural elements and other exhibits visible in the distance.

A red vintage car, possibly a fire truck or emergency vehicle, parked indoors. The car has a boxy, early 20th-century design with a prominent front grille and large headlights. It is parked on a light-colored floor against a blue wall. A staircase is visible in the background to the left.

-
- 【アクセス】
地下鉄名港線
「港区役所駅」
1番出口下車
北へ徒歩3分
※港区役所に隣接
- 名古屋市内 ↑
名古屋港
名古屋高速4号東海線
港区役所
港北公園
港図書館
東港中学校
地下鉄名港線
港区役所駅
1番出口
北



95

名古屋市防災条例について

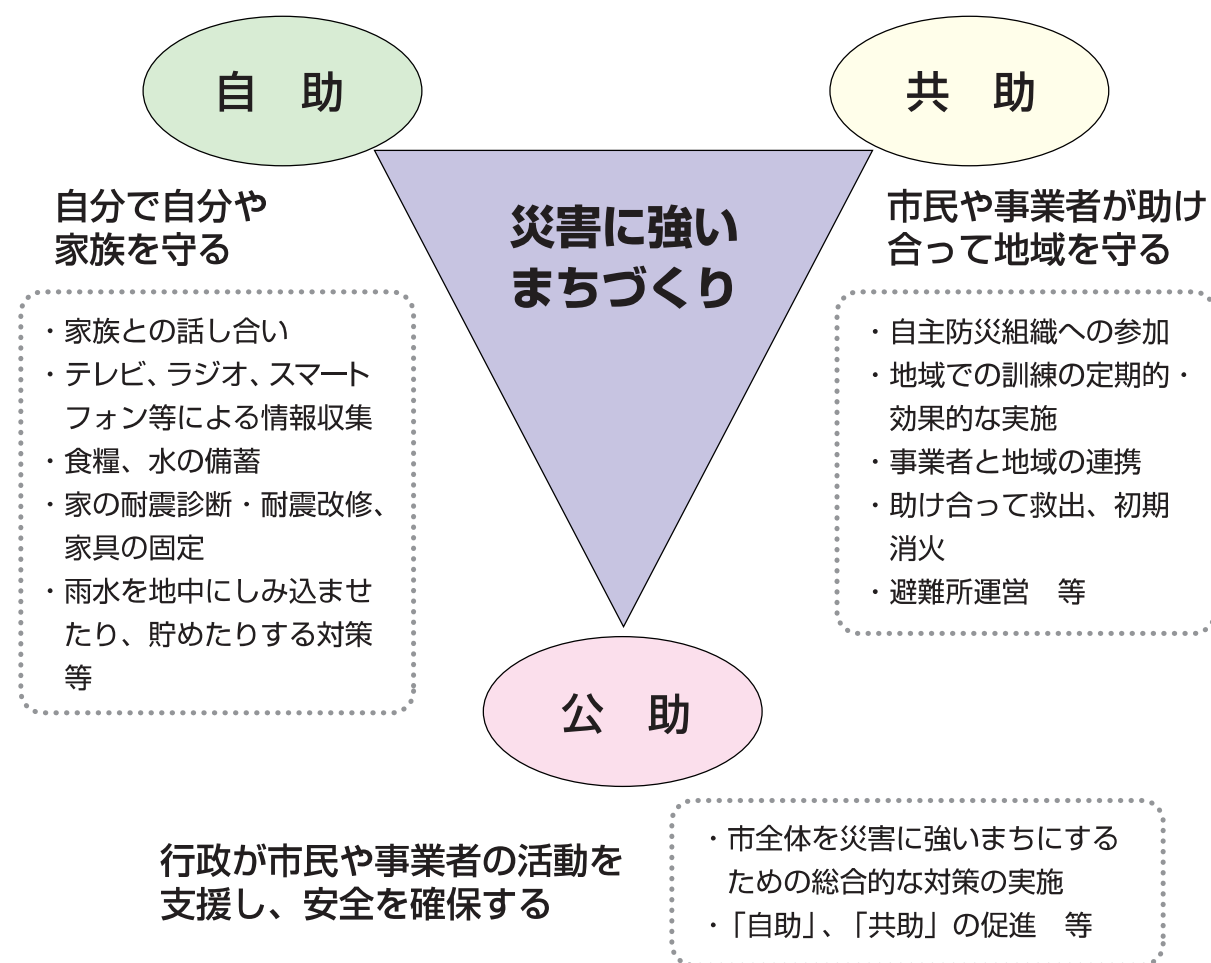
名古屋市では、「自助」、「共助」、「公助」の理念を念頭に、市、市民及び事業者の自然災害に対する防災の基本的な責務を明示した「名古屋市防災条例」を制定しています。

自然災害はいつ起こるのか分かりません。災害を根絶することはできませんが、自分の命は自分で守る「自助」、地域で助け合う「共助」、行政による「公助」がバランスよく連携することにより、被害は減らすことができます。

大規模な自然災害に見舞われた場合、行政が市民の命を助けるために組織だった活動を開始するまでには、1日から3日程度かかることが予想されます。市民一人ひとりが1分でも1日でも生き延びるためには、自分で備え、それによって助かった命によって、地域で相互に助け合うことが必要になります。

名古屋市防災条例は、こうした防災に関する理念をまとめたものです。この条例の理念のもと、災害に強いまちづくりを進めていきましょう。

みんなで進めよう、災害に強いまちづくり！



ご存知ですか？いろいろな安心サービス

119番通報

聴覚や音声・言語機能等に障害のある方（障害者手帳の保有の有無は問いません。）で、名古屋市内にお住まい又は通勤、通学中の方は、以下の方法で119番通報することができます。

スマートフォン等で119番 「Net119」

インターネット(Web)を利用したスマートフォンなどによる119番通報です。

GPS機能を有したスマートフォン、タブレット又は一部の高機能フィーチャーフォンで、電子メール送受信が可能である必要があります。（従来型の携帯電話（ガラケー）では利用できません。）

※ご利用は事前登録が必要です。

さらに詳しい情報は
名古屋市 Net119 で検索するか



を読み込んでください。



ファクシミリで119番 FAXで☎119もしくは953-4119

固定電話回線などを利用したファクシミリによる119番通報です。

電子メールで119番 「メール119」

携帯電話回線などを利用した電子メールによる119番通報です。

※ご利用は事前登録が必要です。



あんしん電話…ボタン一つで119番

首からかけたペンダントや電話機等の通報ボタンを押すだけで、緊急時に通報できます。

●対象世帯

- ・65歳以上のひとり暮らし等で、次の①または②に該当する方。
 - ①高血圧・心臓病などの慢性疾患等がある方
 - ②心身に障害があり、緊急時に自力脱出が困難な方
- ・構成員全員が75歳以上の世帯の方で、他の世帯員が寝たきり状態又は寝たきりに準ずる状態にある方
- ・外出が難しく、緊急時の連絡手段の確保が困難な方で、身体障害者手帳1・2級の方のみの世帯及びこれに準ずる世帯の方



安全で安心な日常生活用具の給付

65歳以上のひとり暮らしの方などに次の用具を給付しています。

用 具	給 付 対 象 者
火災警報器	・65歳以上のねたきりの方 ・65歳以上のひとり暮らしの方で災害時に直ちに脱出が困難な方
自動消火器	・身体障害の2級以上、知的障害の重度以上又は精神障害1級の方であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難な方（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
電磁調理器	・65歳以上のねたきりの方 ・65歳以上のみの世帯（ひとり暮らしを含む）の方 ・18歳以上の視覚障害の2級以上の方（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）、18歳以上の知的障害の重度以上の方、又は18歳以上の精神障害1級の方



●お問い合わせ先：各区役所の福祉課（支所管内にお住まいの方は支所区民福祉課）

生活援助軽サービス（公益社団法人名古屋市シルバー人材センター）

65歳以上のひとり暮らしの方などを対象に、シルバー人材センターの会員が耐震留め具・火災警報器の取り付け、建具の簡単な修理など、軽易な日常生活上の援助を行います。

●お問い合わせ先（お住まいの区によってそれぞれ連絡先が異なります。）

東部支部（昭和・瑞穂・緑・天白区）TEL842-4694 西部支部（北・西・中村・中区）TEL524-2181
南部支部（熱田・中川・港・南区）TEL671-3161 北部支部（千種・東・守山・名東区）TEL938-3628

名古屋市消防団について

消防団は市町村の消防機関であり、その構成員である消防団員は、他に本業等（学生、主婦、自営業、会社員など）を持ちながらも「自分たちの“街”は自分たちで守ろう！」という、郷土愛護の精神をもって参加し、消防・防災活動をしている地域密着型の組織です。（※消防団員は非常勤特別職の地方公務員です。）

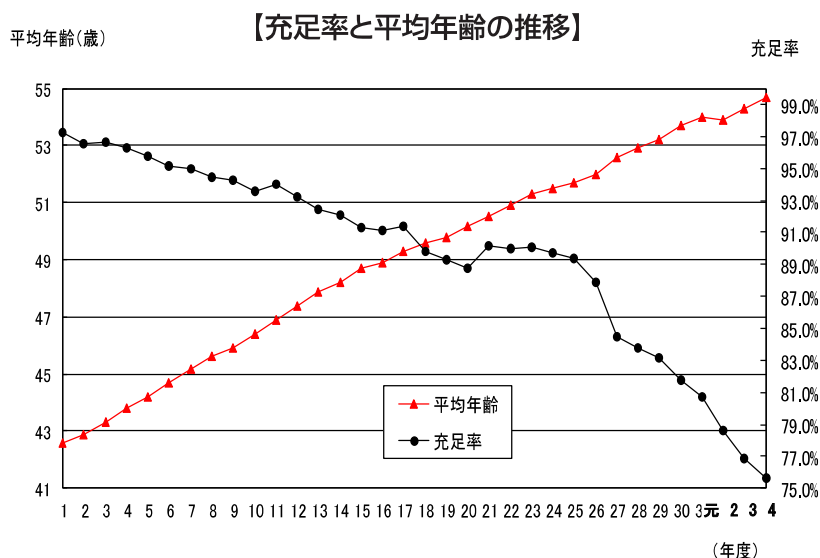
名古屋市には、小学校の通学区域を管轄区域とする基本消防団（267団）と、特定の活動に限って市内全域を管轄区域とする機能別消防団があります。機能別消防団には専門的な知識、技術を習得した消防団員で構成されるマイスター消防団と大学生で構成される大学生消防団の2つの消防団があります。（合計269消防団）

名古屋市消防団の課題（基本消防団）

名古屋市の基本消防団員の平均年齢は、令和4年4月1日現在、54.7歳と高齢化が進んでいます。また、定員6,845名に対し実員数が5,175名、75.6%の充足率となっており、年々、消防団員は減少の傾向にあります。

南海トラフ地震など、大規模災害の発生が危惧されている中、防災リーダーとして地域に密着した活動を行う消防団員が減少することは、地域防災力の低下に繋がるため、大変憂慮されています。平成20年度から消防団員の入団資格の要件を「在住」のみから「在勤」及び「在学」も可能とするなど、幅広く消防団員を募集していますが、依然として充足率の低さが大きな課題となっています。

なお、平成10年度から女性消防団員も採用し、令和4年4月1日現在、450名の女性消防団員が活躍しています。



消防団の活動紹介



○災害対応【消火活動】



○戸別訪問事業



○広報活動【各種イベント】

消防団マスコットキャラクター「だんくん・だんちゃん」



あなた自身や 大切な人のために 消防団で活躍 してみませんか？

☆消防団の活動

消防団員は主に次のような活動を行っています。

- 火災・風水害・地震災害などの災害時における活動
- 火災現場での活動を想定した訓練(放水訓練等)
- 応急手当やAEDの使い方などを指導する講習会等の実施
- 火災予防広報や警戒警備活動

☆消防団員の処遇(制度)

条例などによりさまざまな制度が整っています。

- 消防団の活動に従事している場合……………報酬(年額)
- 災害出動や訓練指導などの活動に従事した場合……………出場報酬(事案ごと)
- 消防団の活動中に負傷などした場合……………公務災害補償
- 一定期間、消防団の活動に従事し退職した場合……………退職報償金

☆消防団員の装備や被服

活動に必要な各種装備が整備されています。

- 消防団車両、可搬式消防ポンプ、救助・応急手当用各種資機材を配備
- 制服、活動用被服など個人装備品を貸与

☆入団資格

次の要件を満たせば男女は問いません。

- 消防団の活動区域内に居住、勤務又は在学されている方
- 年齢18歳から65歳までの方
- 消防団活動に支障のない方

想定外に備えよう
消防団で
Skill Up!

守られるよりも、 守りたい、本気で

入団のお申込みはスマホ・パソコンから
詳しくは名古屋市のホームページで [名古屋市消防団](#) 検索

入団のお申込みはこちら

名古屋市消防団 × 名古屋市消防団リポーター **dela** SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



詳しくは、名古屋市内の消防署にお問い合わせいただくか
名古屋市のホームページをご覧ください



知っておきたいこと